

第18回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

平成28年8月17日（水） 16時00分～16時45分

2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

3 出席者

- (1) 委員 … 島委員、島田委員、戸城委員、福井委員、和田委員（5名全員出席）
- (2) 事務局 … 榎原会計局長、会計局総務課 西村課長、小林課長補佐、吉田係長、松岡主任主査

4 議事等（質疑応答については6議事等概要に記載）

- (1) 委員長の選出について
- (2) 会議の公開、議事録作成について
（「奈良県政府調達苦情検討委員会の会議の公開について」の一部改正含む）
- (3) 報告
 - ・ 政府調達制度、苦情処理手続の概要について
 - ・ 本県特定調達契約の状況について

5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

6 議事等概要

- (1) 開会
- (2) 委員会録音の了承
- (3) 会議成立の報告
事務局より、委員の半数以上が出席しているので、奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第3項の定足数を満たし、会議が成立していることを報告した。
- (4) 挨拶（榎原会計局長）

(5) 議 事

①委員長の選出

和田委員が、福井委員は当委員会及び他の審議会等における経験が豊富であり、県庁近くに事務所を持ち事務局との連絡もとりやすいことから、福井委員を委員長に推薦した。他の出席委員全員が賛成し、福井委員を委員長に選出した。

②委員長職務代理者の選出

福井委員長が、和田委員を指名した。

③会議及び議事録の公開

事務局から説明の後、委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

④「奈良県政府調達苦情検討委員会の会議の公開について」の一部改正について

会議の公開について定めた「奈良県政府調達苦情検討委員会の会議の公開について」の以下の下線部分について、実務上、現在は行われていないため、削除することについて事務局から提案があり、委員全員の承認を得た。

- ・「4 議事録等の公開」
 - ・「(1) 会議を公開とした場合」
 - ・「②「議事録」の原本を県政情報センターにおいて、一般の閲覧に供する。」
 - ・「(2) 会議を非公開とした場合」
 - ・「②「会議の概要」を県政情報センターにおいて、一般の閲覧に供する。」

⑤議事録署名委員の選出

福井委員長が、50音順により、戸城委員を指名した。

⑥報告

- ・政府調達制度、苦情処理手続の概要について
- ・本県の特定調達契約の状況について

⑦質疑及び意見交換

- ・事務局から資料に基づき説明後、委員から次のとおり質疑及び意見交換が行われた。

和田委員： 国における苦情処理状況について、「受理し不認可」となっている事案があるが、処理事由を見ると「苦情申立期間を徒過している」となっている。これは却下の扱いになるのではないか。

事務局： 国の処理案件であり、今詳しい資料を持ち合わせていないため、後日調べて回答する。

和田委員： 例外扱いができるのかどうか。苦情申立期間は10日だけれども11日でもしかるべき理由があったら受理できるのかということ。

和田委員： 配布資料には、「苦情申立は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日から10日以内」となっている。この「合理的に知り得た日」について争いがあったかもしれない。申立人は10日以内だと言っているが、調べてみたら10日は過ぎていたのではないか。「合理的に知り得た日」の解釈の違いということ。

島委員： 奈良県では供給者から苦情申出があったことはないのか。

事務局： 入札案件によっては事業者から発注者に質問等があり、双方でやりとりはしているが、その段階で終わっており正式に苦情申出を受けたことはない。

和田委員： 配布資料の中で、奈良県の特定調達契約状況のうち平成27年度の「特定調達役務のうち左記以外の調達契約」の20件について、適用基準額は3,300万円以上ということか。

事務局： 平成27年度であるので基準額は2,700万円になる。

和田委員： この2,700万円という基準を下げたり、又は無くしたりすると県の契約件数はどれぐらいになるか。

事務局： 正確な数字ではないが、以前別の調査で1,000万円の契約はどれぐらいになるかを調べたことがあり、数百件という規模であった。

福井委員長： 特定役務のうちの建設工事の調達契約の適用基準額が24億7,000万円以上ということで、奈良県ではこれほどの金額の工事契約はなかなか無い。

事務局： トンネル工事等でない限り該当する工事は無い。外国の企業でも日本に事業所等を置いて入札参加資格を届け出れば、WTO以外の日本国内の調達に参加できる。WTOはそういう日本での土台なしでも入札参加できる制度であるので、かなりの規模でないと入ってこれない事情があり、このような基準額になっていると考える。

福井委員長： 平成27年度に奈良県防災行政通信ネットワーク再整備工事が該当している。

事務局： 防災行政通信を一式整備するということで大規模な工事になった。

島田委員： 奈良県内に本社がある企業が落札している割合はどのぐらいか。

事務局： 業種にもよる。一般的な建設工事であればJVを組んでということもあり、そういう場合には地元企業が参入することもある。

島田委員： ご存じのように県際収支が奈良県で8,000億～9,000億程度マイナスになってい

る。こういう規模の大きな調達こそ出来れば奈良県資本が入るような入札条件にしていかないと、お金が県外に出て行く感がある。

事務局： ご承知のとおり、WTOは地域要件が設定できない。その一方で県内の業者を優先する政策と矛盾するという思いはある。

島田委員： 何らかの形でやっていかないと、いつまでたっても県内企業が育たないという気がする。

福井委員長： 随意契約が政府調達苦情検討委員会の苦情の対象となるのは、定められている随意契約理由の該当性について疑問があるということで、随意契約されなかった相手方が苦情を言うといった場合か。

事務局： 委員長お述べのとおりである。

福井委員長： 随意契約は会計局所管か。

事務局： 随意契約の基本的なルールは会計局で所管しており、審査も行い、事前相談も受け付けている。但し、随意契約になるかどうかを最初の段階で決定するのは関係担当課になる。

福井委員長： 他に質問・意見がなければ、これで終了としたい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

平成28年 9月26日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

福井 英之



奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

戸城 杏奈

